

平成23年2月15日

各 位

会 社 名 キャリアバンク株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 良雄  
コ ー ド 番 号 4 8 3 4 札幌証券取引所  
問 合 せ 先 執行役員管理部長 橋本 正太  
電 話 番 号 0 1 1 - 2 5 1 - 3 3 7 3

ストックオプションとして発行する新株予約権の割当に関するお知らせ

当社は、平成23年2月15日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成22年8月26日開催の当社第23期定時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称 第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 600株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行う。

3. 新株予約権の総数

600個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

4. 新株予約権の割当てを受ける者及び割当数

割当てを受ける者	人数	割当数
当社取締役	5名	317個
当社監査役	3名	30個
当社従業員	104名	253個
合計	112名	600個

なお、割当てを受ける者から新株予約権の引受けの申込みがあることを条件とし、申込みの数が割当数に満たない場合には申込みの数を割当てするものとする。

5. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の札幌証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値、又は割当日の終値（当日に取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のうち、いずれか高い方の額に1.05を乗じた金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は1円未満の端数を切り上げる。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

7. 新株予約権の割当日

平成23年2月28日

8. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年6月1日から平成27年5月31日までとする。

9. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は権利行使の時点においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。

ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

②その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 新株予約権の取得条項

以下の場合において、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

- ①当社が消滅会社となる合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し当社株主総会の承認決議がなされた場合。
- ②新株予約権の行使の条件やその他の要因等により本新株予約権の全部又は一部の行使が可能と見込めない場合。
- ③新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が新株予約権の全部又は一部について放棄もしくは返還等の意思を示した場合。

11. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 支配株主との取引等に関する事項

本件ストックオプションの発行は、その一部につきまして、支配株主との取引等に該当しております。本取引のうち、支配株主との取引に該当する部分につきましては、その取引内容及び条件の妥当性を平成23年2月15日開催の当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって取引条件を他の一般取引と同様の水準に決定しております。

なお、社外監査役2名は平成23年2月15日開催の当社取締役会で本件に係る議案について審議に参加し、当該議案に同意する旨並びに異議が無い旨を表明しております。

なお、平成22年10月8日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針について」は以下のとおりです。

当社の代表取締役社長である佐藤良雄氏及び同氏が議決権の過半数を保有する株式会社エス・ジー・シーが支配株主であります。

当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、決定いたします。

[ご参考]

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成22年7月27日 |
| (2) 定時株主総会の決議日          | 平成22年8月26日 |

以上